

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の募集要項に関する質問への回答

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|------------|--|---|--|
| 1 | 1 | 第1 | 1 | (3) | | | | | | 募集要項等 | 「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない」とありますが、「実施方針に関する個別対話の議題への回答」は適用されるという理解で宜しいでしょうか | 「実施方針に関する個別対話の議題への回答」は含まない。 | |
| 2 | 2 | 第1 | 1 | (3) | | | | | | 募集要項等 | 「なお、募集要項等と……実施方針……に相違のある場合は、募集要項等の規程内容を優先するものとする。」としていますが、募集要項等に合わせて実施方針を修正して頂けませんでしょうか。その場合、新旧対象表を作成して頂けませんでしょうか。 | 実施方針及び公表後の実施方針に関する意見、質問、個別対話への回答を踏まえて、募集要項等を作成しているため、実施方針の修正は実施しない。 | |
| 3 | 2 | 第1 | 1 | (3) | | | | | | 募集要項等 | 実施方針に関する意見及び質問への回答で、募集要項等と異なる回答となっている箇所を修正して公表して頂くことはできませんでしょうか。 | 実施方針に関する意見、質問、個別対話への回答を踏まえて、募集要項等に反映が必要な箇所は反映している認識である。 | |
| 4 | 4 | 第2 | 1 | (4) | ア | | | | | 民間資金等の活用 | 「民間資金等を活用した流動性の高い資金調達」とありますが、事前の実施方針への回答において「本事業はプロジェクトファイナンスを前提としている」との回答がございました。それを踏まえると、ここでの資金調達の前提もプロジェクトファイナンスを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 もしくは本事業の資金ニーズやLCCを踏まえて適切な資金調達であればプロジェクトファイナンスにとらわれる必要はないという理解でよろしいでしょうか。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 5 | 5 | 第2 | 1 | (5) | | | | | | 用語の定義 | 例えば、予防保全を強化する目的で設備や管きよの状態監視システムとして、センサー、検査ツール、管理システムを導入する場合、その導入は改築のうちの更新工事に含まれるという理解でよろしいでしょうか。含まれないものがある場合ご教示いただけますでしょうか。 | 後日回答する。 | 対象施設及び設備の機能向上によって運転や維持管理の効率性が向上する場合、左記の導入は更新工事に含まれる理解で問題ない。ただし、それら機能の追加によるライフサイクルコストの低減は求めることから、運営権者より更新における検討結果について本市と協議の上、導入可否を判断するプロセスを経る必要がある。 |
| 6 | 5 | 第2 | 1 | (5) | | | | | | 表2-1 用語の定義 | 修繕の定義でいうところの「所定の耐用年数」とは、要求水準書別紙5に示された耐用年数との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。別紙5の出典元が変更となった場合は、変更後の耐用年数とする。 | |
| 7 | 5 | 第2 | 1 | (5) | | | | | | 用語の定義 | 「委託等」の定義として「…応募グループにあたっては、構成員等に委託…」とあります。ここの「構成員等に委託」の「等」は、構成員(構成企業、協力企業)以外の企業を指し、P.21の下の図の点線に該当すると理解して良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 8 | 6 | 第2 | 1 | (5) | | | | | | 用語の定義 | 「再委託等」の定義として「SPCから委託等を受けた構成員等が…」とあります。ここの「構成員等」の「等」は、構成員(構成企業、協力企業)以外の企業を指すと理解して良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 9 | 6 | 第2 | 1 | (6) | ア | | | | | 処理場の諸元 | 「諸元を0-1に示す」と記載がありますが、36頁の「-1」のことを示しているのでしょうか。 | お見込みのとおり。誤記のため、募集要項を修正する。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|--------|---|--|------------|
| 10 | 6 | 第2 | 1 | (6) | イ | | | | | 揚水能力 | 「12.0m ³ /分」と記載がありますが、40頁では「6.0m ³ /分」となっています。ポンプ2台では、12m ³ になるということなのでしょうなのか。 | お見込みのとおり。 | |
| 11 | 6 | 第2 | 1 | (6) | ウ | | | | | 対象施設 | 管路施設(管きよ、マンホールポンプ、マンホール、取り付け管)の対象は汚水施設のみでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 12 | 6 | 第2 | 1 | (7) | | | | | | 事業場所 | 対象施設所在地の地目をご教示ください。 | 処理場は雑種地及び原野、ポンプ場は宅地である。 | |
| 13 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 附帯提案事業の収支は、主たる事業とは別に設定する必要がありますか。その場合、投資を回収するだけの効果(収入)を示す必要がありますか。または、収入がなくとも、環境負荷低減や費用縮減が認められる設備投資は、附帯提案事業として認められますか。 例えば、事業効率化による費用縮減を目的とした、新型機器の採用や、統合監視システムの導入(処理工程の変更はないが主たる事業と一体で行うもの)は、附帯提案事業に該当しますか。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 14 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 附帯提案事業は事業開始後に貴市との協議により実施可能と理解して良いでしょうか。 | 優先交渉権となったものは、提案した附帯提案事業の実施は必須となる。事業開始後に提案のあった附帯提案事業については、お見込みのとおり。 | |
| 15 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 附帯提案事業の定量的効用が提案時との相違があった場合、その継続要否を貴市と協議し決定できるものと理解して良いでしょうか。 | 具体的運用については、提案内容に応じ、「セルフモニタリング計画書」及び「モニタリング実施計画書」にて対応するものとなる。 | |
| 16 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 本事業の「優先交渉権者選定基準」に則って採点された附帯提案事業にかかわる提案は、運営権者に実施義務があるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 17 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 附帯提案事業は任意事業とは異なり、提案概要書を提出した後の提案取り消しができないとの理解でよろしいでしょうか。 | 予備的審査は当該内容が提案可能かどうかを判断するものであるため、提案時に取り消すことは可能である。 | |
| 18 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 新たな処理工程の導入等とありますが、例えば発電事業を提案し、環境負荷低減に寄与する場合、附帯事業となるのでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 19 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯事業 | 【弊グループの提案内容に言及する内容を含むため非公表希望】 管路施設を点検・調査の実証フィールドとして提供することは附帯事業として認められますか。貴市と調査結果を共有することによるコスト削減や新技術の導入可能性の面でメリットがあります。 | 主たる事業と一体的に行うことにより費用縮減等が発揮される事業が附帯提案事業であることから、質問内容の事業は認められない。 | |
| 20 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯事業 | 附設を伴わない三浦市の下水道事業を効率化する事業は附帯事業として認められますでしょうか。 | 附設を伴わない附帯提案事業はないと考えている。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|------------|---|---|------------|
| 21 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯事業 | 提案概要書提出までの期間が短い。記載できる内容が構想やイメージの域を超えない可能性があります。貴市は、具体的に欠けることだけを理由に提案を認めないという判断はせず、できるだけ提案の機会を与えるように検討されるものと理解してよろしいでしょうか。 | 予備的審査は、公序良俗に反するものを排除し、提案内容が市政に反しないものであるかを確認するためのものである。 | |
| 22 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 既存設備の改築(更新工事)において、費用縮減、環境負荷低減等を図る目的で行う既存機器の形式、仕様、台数等の変更は、附帯提案事業には該当しないと考えてよろしいでしょうか。 | 現在の処理工程の変更を除き、お見込みのとおり。 | |
| 23 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 「附帯提案事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程の導入等」とありますが、既存の処理工程の変更(例えば、既存の水処理方式である標準活性汚泥法をその他の水処理方式に変更すること)やそれに伴う既存設備の更新は、附帯提案事業には該当しないと考えてよろしいでしょうか。 | 現在の処理工程を変更し、そのための既存設備の更新は附帯提案事業に該当する。 | |
| 24 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | 「任意事業とは本事業用地及び施設において～独立採算の事業のことをいう」とありますが、用地内・施設内で実施することが必須でしょうか | 任意事業については、用地外・敷地外での事業実施についても認めることとする。これに伴い、募集要項に記載されている本事業用地及び施設を限定した記載については、記載を改めることとする。 | |
| 25 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | 本事業の「優先交渉権者選定基準」に則って採点された任意にかかわる提案は、運営権者に実施義務があるとの理解でよろしいでしょうか。 | 任意事業については、「実施期間制約付き事業」と「実施後の撤退、時世を見計らったの同等事業への転換が図られる事業」の2つの視点から提案を求めている。前記については、応募者が提案した期間中の実施が必須となる。後記については、必要に応じて実施後の撤退・変更が可能としている。ただし、両手法ともに、優先交渉権者選定時に評価の対象となったものについては、当該提案に応じた履行義務が発生するものとなる。本事項については、「様式集及び記載要領」様式28にて記載がなされている。 | |
| 26 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業の予備的審査 | 「提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案審査書類の内容を拘束するものではない」とあります。また任意事業は事業期間中の提案も認められていることから、予備的審査後、提案書を提出するまでの間に新しい提案をすることが認められるのかご教示ください。もし認められる場合は、競争的対話等で確認する機会を頂くことを要望します | (個別対話の議題において回答) | |
| 27 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業の実施主体 | 任意事業は運営権者又は応募企業、構成員(協力企業を除く)が自らの費用負担で実施する事業と定められていますが、これ以外の企業と提携して行う事業は任意事業として認められないでしょうか | (個別対話の議題において回答) | |
| 28 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | 提出期限が令和3年10月20日から10月29日となっており、スケジュールがタイトであります。任意事業の提出期限については提案書提出までの随時または競争的対話までと変更いただけないでしょうか。類似案件においては競争的対話で協議しており、提案提出1か月程度前まで認めていただいております。 | (個別対話の議題において回答) | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|-----------|--|---|---|
| 29 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | 任意事業については運営権者または構成企業が責任を担えば、具体的に実施する主体は構成企業以外の地元企業、地元以外の企業が関与することは認められていると解しておりますが、その認識で宜しいでしょうか。 | 後日回答する。 | お見込みのとおり。 |
| 30 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | 任意事業の再委託先については、指名参加資格申請等の制約条件は無いとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 31 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | 任意事業に係る提案概要書は、令和3年10月29日までに提出したものに加えて、競争的対話において新たに任意事業に係る提案概要書を提出することも可能であるという理解で宜しいでしょうか。 | 10月29日以降の提案概要書の提出は受け付けない。 | |
| 32 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | 発電事業を提案して行う場合、その事業が任意事業に当たるのか、または附帯提案事業に当たるのかの基準があればご教示ください。発電した電力を自家消費する場合は附帯提案事業と見なし、小売電気事業者等へ売電する場合には任意事業と見なす考え方は貴市のお考えと整合するでしょうか。 | 後日回答する。 | お見込みのとおり。 |
| 33 | 11 | 第2 | 1 | (10) | エ | | | | | 業務開始時の引継ぎ | 事業期間終了後の業務引継ぎについては記載されていますが、本業務開始前に既存の維持管理等担当者から運営権者が引継ぎをうける機会がありますでしょうか。また、その想定時期・期間をお教え頂けませんでしょうか。 | 市から運営権者への主たる事業の引継ぎ、手続き等は令和4(2022)年10月～12月に実施し、令和5(2023)年1月～3月は運営権者の本事業開始までの準備期間としている。 | |
| 34 | 12 | 第2 | 1 | (10) | エ | | | | | 表2-4 | 主たる事業の引継ぎ、手続き等の期日が令和4(2022)年10月～12月となっておりますが、令和5(2023)年1月～3月においても、必要に応じて貴市又は貴市からの業務受託者に協議等に協力頂くことができると考えてよろしいでしょうか。 | 必要に応じて、可能とする。 | |
| 35 | 12 | 第2 | 1 | (11) | ア | | | | | 使用料 | 募集要項12ページ(11)使用料及び利用料金 1～2行目において「下水道使用者は、市に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払うものとする(以下略)」とありますが、市が受け取る下水道使用料が充当される費用をご教示いただけないでしょうか。貴市側に残る業務やモニタリング業務が想定されますが、必要な費用水準をご教示いただけますと幸いです。 | 企業償還金の一部及び建設改良に係る物件費の一部に充当している。なお、費用水準は、「様式集及び記載要領」別紙_提案書2_収支計画案(5)に記載している。 | |
| 36 | 13 | 第2 | 1 | (12) | ア | | | | | 利用料金の算定 | 貴市がVFM算出時に用いた利用料金設定割合がありますが、これを計算されるにあたって用いられた過去データ、将来予測の根拠データ等の一切について開示をお願いします | VFM算出過程及び結果は、公表しない。 | |
| 37 | 13 | 第2 | 1 | (12) | ア | | | | | 利用料金の算定 | 利用料金設定割合を提案するにあたり、貴市での平成10年8月の供用開始以降の接続率の推移、および今後の見通し、また接続率向上に向けての市上下水道部の基本的な考え方や施策、実施要領等の開示をお願いします。また、市民に接続を依頼することは公権力の行使につながる可能性があるため、運営権設定以降の役割や責任分担等についての基本的な考え方をご教示ください | 後日回答する。 | 接続率は次のとおりである。 平成30年度：90.5% 令和元年度：90.2% 令和2年度：90.1% 未接続世帯(約700世帯)に対して、3年サイクルで各戸訪問、接続のお願いをしている。 なお、接続率向上に向けた水酸化活動は、公権力の行使にあたるものではない。 |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|--------------------------|--|---|--|
| 38 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (イ) | b | | | 物価に係る特定の指標 | 募集要項のP13の欄外2に「提案に基づき、採用する指標を決定」とあるが、提案審査書類のどの様式に記載すればよろしいでしょうか。また、事業開始後に必要に応じて指標変更の提案をすることは可能でしょうか | (個別対話の議題において回答) | |
| 39 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (イ) | b | | | 指標 | 注釈に「優先交渉権者の提案に基づき～」と記載されておりますが、実施契約締結前に優先交渉権者が指標を提案し、貴市と協議のうえ決定するものと理解してよろしいでしょうか。 | 様式19 財務管理の「特に記載を求める事項」として記載されている「利用料金設定割合の改定(後略)…」が当該記載を求める箇所となる。 なお、提案をもとに実施契約書(案)第8章の第46条第4項に具体的な契約条件が記載されるものとなるため、当該規定(案)を踏まえ作成すること。 事業開始後の指標変更の提案は認めない。 | |
| 40 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (イ) | | | | 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改訂 | 外的要因による汚泥の搬出先の変更などの当初想定できない事業環境の著しい変化については、その他市が必要と認める場合として協議をお願いします。 | 事業環境の著しい変化については、a及びbの場合を想定する。なお、物価に係る特定の指標は応募者の提案としている。 | |
| 41 | 13 | 第2 | 1 | (12) | ア | | | | | 利用料金の算定 | 「市は、主たる事業及び附帯提案事業について当該事業の実施に必要な経費及びウに示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める」とありますが、事業開始時に貴市により定められる利用料金設定割合は、運営権者が提案時に提出した別紙「提案書2_収支計画案における利用料金設定割合と同じであると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 42 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | | | | | 利用料金設定割合の改定 | 改定の協議を行う時点の事業環境等により、三浦市公共下水道(東部処理区)施設の公共施設運営権に係る実施方針に関する条例に定める上限の範囲を超える改定も認められると考えてよろしいでしょうか。 | 市と運営権者との協議によるものとする。 | |
| 43 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (ア) | | | | 利用料金設定割合の改定 | 「運営権者は(11)イに示す使用料等の改定にあわせて4年に1回、利用料金設定割合の改定に関して市と協議を行う」とありますが、改定の対象とする期間についても協議により定めると考えてよろしいでしょうか。 | 後日回答する。 | この場合における利用料金設定割合の対象期間は、4年ごとの改定の協議の時期に合わせ、次に到来する4年間を想定する。 |
| 44 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (イ) | | | | 利用料金設定割合の改定 | 「臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる」とありますが、改定の対象とする期間についても協議により定めると考えてよろしいでしょうか。 | 後日回答する。 | この場合における利用料金設定割合の対象期間は、4年ごとの改定の協議の時期に合わせ、次に到来する4年ごとの協議までを想定する。 |
| 45 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (イ) | a | | | 利用料金設定割合の改定 | 運営権者による利用料金設定割合の提案では、別紙「提案書2_収支計画案において貴市が国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(平成30年推計)に基づいて設定された下水道使用料等が基準となることから、協議に用いる「市の人口に係る推計値」は、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(平成30年推計)と考えてよろしいでしょうか。これと異なる場合は、「市の人口に係る推計値」とすることを想定されているものをご教示下さい。 | 国立社会保障・人口問題研究所が定期的に公表する推計値のうち、その時点で最新となる推計値のことをいう。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|--------------------------|---|---|---|
| 46 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (イ) | a | | | 利用料金設定割合の改定 | 「市の人口に係る実績値」について、現時点では、貴市のホームページで公開されている三浦市統計月報における数値を想定されていると考えてよろしいでしょうか。これと異なる場合は、実績値とすることを想定されているものをご教示下さい。 | 「市の人口に係る実績値」は、住民基本台帳に基づく数値である。 | |
| 47 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (イ) | b | | | 利用料金設定割合の改定 | 物価に係る特定の指標が著しく悪化し、継続的に運営権者の負担が増加することが予想される場合、運営権者が別紙提案書2_収支計画案において提案した利用料金収入金額を超える改定も、協議により認められると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 48 | 13 | 第2 | 1 | (12) | イ | (ウ) | | | | 利用料金設定割合の改定 | 法令等、税制等の変更又は貴市の事由により、継続的に運営権者の負担が増加することが予想される場合、運営権者が別紙提案書2_収支計画案において提案した利用料金収入金額を超える改定も、協議により認められると考えてよろしいでしょうか。 | 後日回答する。 | 利用料金設定割合の上限は、三浦市公共下水道(東部処理区)施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例第7条の2に示している。本上限は本事業開始後の需要変動、物価変動等のリスクを見込んだ上限となっている。 |
| 49 | 14 | 第2 | 1 | (12) | ウ | | | | | 利用料金の構成 | 表2-5に利用料金の構成が示されていますが、元本返済金は、その他費用に含まれるとの理解よろしいでしょうか。ご教示ください。 | 後日回答する。 | 市債等の元金償還に利用料金を充てることは想定していない。 |
| 50 | 14 | 第2 | 1 | (12) | ウ | | | | | 表 2-5 | 維持管理 修繕費について過去5年間の実績を施設別に開示して頂けませんでしょうか。 | 市役所第2分館に設置している資料閲覧コーナーの決算資料を参照すること。 | |
| 51 | 14 | 第2 | 1 | (12) | ウ | | | | | 表 2-5 | 維持管理 ユーティリティー費に記載がある電気料金について過去5年間の契約電力種別、基本料金、電力量料金など電気料金算出に必要な条件および電力使用量を施設別に開示して頂けませんでしょうか。 | 市役所第2分館に設置している資料閲覧コーナーの決算資料を参照すること。 | |
| 52 | 14 | 第2 | 1 | (12) | ウ | | | | | 表 2-5 | 維持管理 ユーティリティー費の調達に含まれる水道料金について過去5年間の実績を施設別に開示して頂けませんでしょうか。 | 市役所第2分館に設置している資料閲覧コーナーの決算資料を参照すること。 | |
| 53 | 14 | 第2 | 1 | (12) | エ | | | | | 事業開始時及び事業終了時の利用料金支払いについて | 「市は、調定した利用料金について2か月後を目途に、当該月末日までに運営権者に送金する。」とのことですが、令和5年4月を事業開始とした場合、最初の利用料金の支払いは6月末でしょうか。また、事業終了最終月の利用料金の支払いは、事業終了の2か月後との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | ご指摘の時期を目途に支払いを行う。 | |
| 54 | 14 | 第2 | 1 | (12) | エ | | | | | 利用料金收受代行業務 | 「上水道管理者は、運営権者を代行して利用料金を市が受け取る使用料と併せて徴収する。市は、調定した利用料金について2か月後を目途に、当該月末日までに運営権者に送金する。」とありますが、上水道管理者が使用料を受け取る月からの2か月後の月末だという理解でよろしいでしょうか。 | 運営権者に送金される利用料金は、上水道管理者が使用料を受け取る月の月末となる。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|-------------------|--|--|---|
| 55 | 14 | 第2 | 1 | (12) | ウ | | | | | 利用料金で賄うべき費用の構成内容 | 実施契約締結後に「表2-5 利用料金の構成」を定め、利用料金設割合の改定についても同表に基に協議を行うとありますが、具体的な運用方法をご教示頂けますでしょうか。構成は年度単位で変わるとともに、計画との差異が生じる可能性がございますので、実施契約締結後に一義的に定めることは困難と料します。 | 同表の項目に基づいて、利用料金で賄うべき費用の構成を決定し、それに基づいて運用を実施するものであり、項目間の費用割合の構成を決めるものではない。また、利用料金の項目は、年度単位で変わるものではないと承知している。 | |
| 56 | 14 | 第2 | 1 | (12) | ウ | | | | | 利用料金で賄うべき費用の構成内容 | 経営に係るモニタリングは、「表2-5 利用料金の構成」を基に行くと記載ありますが、モニタリング基本計画書には利用料金の構成に関する規定がございません。モニタリングの具体的なご想定をご教示頂けますでしょうか。 | 経営に関する業務のモニタリングの中で実施する。利用料金の項目は、期間に応じて、各経営計画書で示されるものと想定している。 | |
| 57 | 15 | 第2 | 1 | (12) | エ | | | | | 利用料金收受代行業務 | 下水道使用料の収受に関し、下水道会計から水道会計に支払う委託料の過去実績の推移についてご教示ください。 | 後日回答する。 | 下水道使用料徴収事務委託料は、次のとおりである。 平成30年度：15,689,332円 令和元年度：17,287,489円 令和2年度：18,491,691円 |
| 58 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 「詳細については実施契約書(案)に示す」とありますが、実施契約書(案)内に未納者への対応に関する記載箇所が見当たりません。詳細内容につき提示ください。 | 後日回答する。 | ご指摘の記載箇所は、実施契約書(案)別紙10利用料金收受代行業務委託契約・業務委託契約書を示している。 |
| 59 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 「詳細については実施契約書(案)に示す。」とありますが、実施契約書案のどのあたりが対応する記載になりますでしょうか。 | 後日回答する。 | ご指摘の記載箇所は、実施契約書(案)別紙10利用料金收受代行業務委託契約・業務委託契約書を示している。 |
| 60 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 実施方針内では未払い料金リスクとして、「収納率が99.0%未満の場合、市と運営権者は利用料金設割合の変更について協議する」とありましたが、募集要項等内では当該記載が見当たりませんでした。同内容の明記を希望いたします。 | 後日回答する。 | 原案のとおりとする。 |
| 61 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者の情報提供について | 未収の利用料金は運営権者の債権なので、債権回収に際しては未納者情報が必要になります。未納者情報は定期的に運営権者側に開示されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | お見込みのとおり | |
| 62 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 「未納者への支払いの催促等に加え、未納者への給水停止の要否判断は上水道管理者で判断し、実施する」とありますが、未収の利用料金の債権回収は運営権者で行うとあります。過去の実績ベースで結構ですので、発生頻度と債権相当額をご提示いただけますでしょうか。 | 後日回答する。 | 過去5年間の下水道使用料における不納欠損額は、次のとおりである。なお、給水停止は上下水道部営業課で行っているため、下水道課では発生頻度を把握していない。 〈不納欠損額〉 平成30年度 204,790円 平成29年度 317,253円 平成28年度 248,684円 平成27年度 664,775円 平成26年度 55,081円 |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|-------------------|---|---|---|
| 63 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 下水道使用料の収納率について、過去実績の推移についてご教示ください。また水道料金及び下水道使用料の支払いに係る時効についての市上下水道部の基本的考え方についてご教示ください。 | 後日回答する。 | 過去5年間の下水道使用料における不納欠損額は、次のとおりである。下水道使用料の支払いに係る時効については、5年間である。 〈不納欠損額〉 平成30年度 204,790円 平成29年度 317,253円 平成28年度 248,684円 平成27年度 664,775円 平成26年度 55,081円 |
| 64 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 未納者への催告1回目から半年後以降は、運営権者が未納者へ対応することになりますが、当該未納者の情報はいつの時点で、運営権者の知るところとなるのでしょうか。 | 未納者情報は、給水停止後に運営権者にお知らせする。 | |
| 65 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 催告2回目以降は運営権者が対応することになりますが、運営権者は当該未納者に対して、適宜、電話、臨戸訪問等による徴収活動を行っても良いのでしょうか。当該未納者の情報はいつの時点で、運営権者の知るところとなるのでしょうか。 | 運営権者の責任において徴収活動を行うこと。未納者情報は、給水停止後に運営権者にお知らせする。 | |
| 66 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 「この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。」とありますが、ここでいう「債権回収の時期」とはどのような場面を指すのでしょうか。(例)2回目の催告の時期、臨戸訪問等の時期、債権回収の裁判を起こす時期、その他) | 2回目の催告以降となる。詳細は、別紙5を参照。 | |
| 67 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 下から2行目、提案様式32とありますが、31と読み替えてよろしいでしょうか | お見込みのとおり。誤記のため、募集要項を修正する。 | |
| 68 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 事業年度毎の上限額は提案様式32(6)、(7)に示すのとありますが、様式31の誤記でしょうか。 | お見込みのとおり。誤記のため、募集要項を修正する。 | |
| 69 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 事業年度毎の上限額 | 「提案様式32(6)、(7)」と記載がありますが、「様式31」のことでしょうか。 | お見込みのとおり。誤記のため、募集要項を修正する。 | |
| 70 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 「なお、事業年度毎の上限額は提案様式32(6)、(7)に示すとおりである。」とありますが、様式集及び記載要領に、「様式32」がありません。「様式31(6)、(7)」のことでしょうか。 | お見込みのとおり。誤記のため、募集要項を修正する。 | |
| 71 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 提案様式32は、別紙_提案書2_収支計画案を指すと考えてよろしいでしょうか。 | 提案様式31である。誤記のため、募集要項を修正する。 | |
| 72 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 改築に係る費用総額は約57.91億円とありますが、中には実施契約書第44条の2にある増築費用総額4000万円(上限)が含まれていないという理解で宜しいでしょうか | 57.91億円の内訳は、「様式集及び記載要領」の71頁を参照すること。改築に係る費用の提案額には、増築に係る費用を含めないこととする。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|-------------------|---|---|--|
| 73 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援に係る費用の設定根拠 | 各種計画支援に係る費用の総額を約2.79億円とされておりますが、内訳を根拠とともにご提示ください。 | 「様式集及び記載要領」の70頁を参照すること。 | |
| 74 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 改築に係る費用の設定根拠 | 改築に係る費用の総額を約57.91億円を予定価格とされておりますが、これは「コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託報告書(概要版)」p37のシナリオ4'に基づき設定した額でしょうか。また、開示できる内訳があればご提示ください。 | お見込みのとおり。なお、「様式集及び記載要領」71頁に57.91億円の内訳を示している。 | |
| 75 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 費用 | 「実施契約書に定める金額」とは実施契約書第31条に示される「単年度経営計画書」を指していますか。 | 実施契約書に定める金額とは、実施契約書(案)87頁の別紙8-3及び90頁の別紙9に定めるものをいう。 | |
| 76 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 実施方針に関する質問への回答(令和3年7月2日公表)のNo84では、「本事業における改築・増築に係る設計・工事費用の全ては市が負担するため、改築・増築対象施設の所有者は市である。なお、税法上の詳細は確認中である。」と回答ありますが、現在も税務当局へご確認頂いているという認識でよろしいでしょうか。もしご確認が終えている場合には、当該確認内容をご教示願います。また「別紙 提案書2_収支計画案」(令和3年8月16日公表)のタブ「財務三表」では、改築に係る費用(市負担)の受取は、営業収益として計上されておらず、税計算上は益金として計上しない前提となっておりますが、当該内容は税務当局にご確認されたという認識でよろしいでしょうか。 | 後日回答する。 | 改築に係る費用(市負担)の受取については、税計算上は益金とならないことを税務当局に確認した。 |
| 77 | 15 | 第2 | 1 | (12) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 使用料と利用料金の債権が分属しているという解釈になるのかどうかご教示ください。 | 後日回答する。 | お見込みのとおり。 |
| 78 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 附帯提案事業の各種計画支援に係る費用は、各種計画支援に係る費用の総額約2.79億円に含まれると考えてよろしいでしょうか。 | 附帯提案事業の内容をストックマネジメントに係る検討、下水道事業計画変更案の作成、アクションプラン変更案の作成に反映する主旨であれば、お見込みのとおり。附帯提案事業に係る計画策定という主旨であれば、運営権者の負担となる。 | |
| 79 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 附帯提案事業の附設に係る費用は、改築に係る費用の総額約57.91億円に含まれると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 80 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | 「事業年度毎の上限額は提案様式32(6)、(7)に示すとおりである」とあり、別紙 提案書2_収支計画案では、改築費について「改築計画期毎の主要工事費合計額を超過する提案については、評価の対象としない」とあります。改築費の提案では、一部の事業年度毎の提案金額が予定価格を超過しても、改築計画期毎の提案金額が予定価格を超過していなければ評価の対象となると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。「提案様式 32(6)、(7)に示す」は、様式31の誤記のため、募集要項を修正する。 | |
| 81 | 16 | 第2 | 1 | (14) | ア | (ウ) | a | | | 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築 | 東部浄化センター、金田中継センターおよび管路施設について、平成10年8月の供用開始以降の年度別の改築費の詳細について開示をお願いします | 市役所第2分館に設置している資料閲覧コーナーの決算資料を参照すること。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|------|-----|---|--------------------------|---|--|---|
| 82 | 16 | 第2 | 1 | (14) | ア | (ウ) | a, c | | | 対象施設の改築に係る企画、調整、実施に関する業務 | 本事業においては、前払金は想定していない。とありますが、運営権者が実際の工事受注会社に対して前払いを行うか否かについては、個別契約によるものとの解釈ですがよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 83 | 16 | 第2 | 1 | (14) | ア | (ウ) | b | | | 処理場・ポンプ場及び管路施設の維持管理 | 東部浄化センター、金田中継センターおよび管路施設について、平成10年8月の供用開始以降の年度別の維持管理費の詳細について開示をお願いします | 市役所第2分館に設置している資料閲覧コーナーの決算資料を参照すること。 | |
| 84 | 16 | 第2 | 1 | (14) | ア | | | | | 企画、調整 | 施設の増築・改築に伴う企画、調整の主な想定内容をお教え頂けますでしょうか。また、管路増築の場合、関連監督部署・地域住民等への説明・調整は貴市の業務との理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書「第5 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築に係る企画・調整・実施に関する要求」及び「第8 管路施設の増築に関する要求」を参照すること。また、管路増築に係る要望の取りまとめは市が行うものとし、地域住民等への工事に係る説明は運営権者が行うものとする。 | |
| 85 | 16 | 第2 | 1 | (14) | イ | | | | | 任意事業履行義務 | 提案した任意事業に履行義務はないという理解で宜しいでしょうか。実施契約書第22条には「…提案書に従い任意事業を実施することができる」とあり、必ずしも履行義務はないと理解しています | (個別対話の議題において回答) | |
| 86 | 16 | 第2 | 1 | (14) | イ | | | | | 任意事業履行義務 | 任意事業に履行義務がある場合、許認可等が得られないなどの事情により途中で実施困難になった場合は協議可能という理解で宜しいでしょうか。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 87 | 16 | 第2 | 1 | (14) | イ | | | | | 附帯事業に関するリスク・任意事業に関するリスク | 期間中に附帯提案事業や任意事業を中止または内容変更した場合、直接的に運営権者が被る不利益以外で、市から運営権者に対するペナルティ等はあるのでしょうか。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 88 | 16 | 第2 | 1 | (14) | イ | | | | | 任意事業 | 建物の外壁や屋根のみを任意事業として使用する場合は、公共財産の貸し付け対象外としてよろしいですか。 | 建物の外壁及び屋根についても、公共財産の貸付け対象となる。 | |
| 89 | 17 | 第2 | 1 | (15) | ア | | | | | 改築・増築の実施 | 事業開始後に市が改築・増築を行った際に、その内容に起因してSPCの維持管理業務に新たなコスト増等の影響が発生した場合は、その費用の増加分は原則貴市にてご負担いただくと理解しています。 | 市が改築・増築を行った場合においても、改築・増築後の施設は運営権設定の対象となる施設となり、維持管理に関する業務費負担は運営権者となる。 | |
| 90 | 17 | 第2 | 1 | (15) | ウ | | | | | 改築・増築の対象 | 「国交付金及び市単独事業の対象とならない改築・増築」とは具体的に何を想定されておりますか。 | 国交付金の対象とならない改築・増築とは、例えば下水排除面積が小さく、主要な管きよ以外の改築・増築を想定している。 | |
| 91 | 17 | 第2 | 1 | (15) | ウ | | | | | 改築・増築の対象 | ここでいう「要求水準書に示すとおりとする。」とあるのは、要求水準書のP6表1-4に示されているということでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 92 | 17 | 第2 | 1 | (15) | エ | | | | | 道路管理者等が実施する道路工事等の協議 | 下水道施設が道路等の支障物件となり、生じた工事は道路法の規定に基づき、維持管理者の負担となる事例は、過去の程度発生していますでしょうか。 | 後日回答する。 | 過去10年間に於いて、平成23年度に1件発生している。マンホール高さ調整工事(全13箇所)の実績としては、約200万円である。 |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|--------------------------------------|--|---|--|
| 93 | 17 | 第2 | 1 | (15) | エ | | | | | 道路工事 | 道路管理者が行う道路工事において事業者は当該工事場 所に対する誘導員などの派遣は不要と理解して良いでしょ うか。 | お見込みのとおり。 | |
| 94 | 17 | 第2 | 1 | (15) | エ | | | | | 道路管理者等が 実施する道路工 事等との協議に ついて | 7月30日の実施方針に関する意見への回答No12.13につい て、 下水道関連施設が道路等の支障物件となり、生じた工事は 道路法の規定に基づき、維持管理者の負担となる。 とありますが、市が関与している大規模な再開発などにより 道路線形が変わるため下水道管の移設が必要となるケース は貴市負担と考えて宜しいでしょうか。 | 本市における前例がないため、場合に応じて、市と運営権 者で協議することとする。道路管理者も国、県及び市がある ため、一概に回答することができない。 | |
| 95 | 17 | 第2 | 1 | (15) | エ | | | | | 道路工事等の協 議 | 「運営権者の業務との調整が必要となる工事について、運 営権者は、市と協議の上、協力するものとする。」運営権者 はこの協力する原因で本事業の延期になった場合、運営権 者に損害を与えた場合の費用等はどのようにお考えでしょ うか | 後日回答する。 | 市と運営権者との間の協議により、運営権者に損害が生じ ないように調整することを想定している。公益上の判断によ り実施する工事についての費用は、市が負担する。 |
| 96 | 17 | 第2 | 1 | (15) | エ | | | | | 道路工事等の協 議 | 「運営権者の業務との調整が必要となる工事について、運 営権者は、市と協議の上、協力するものとする。」運営権者 はこの協力する原因で本事業の延期になった場合、本事業 期間の延長を申し出ることを認めていただけますでしょ うか。 | 後日回答する。 | 市と運営権者との間の協議により、運営権者に損害が生じ ないように調整することを想定している。実施契約の規定に より合意延長を行うことはあり得る。 |
| 97 | 17 | 第2 | 1 | (16) | | | | | | 職員の派遣 | 「市から運営権者へ派遣する人員の件数、福利厚生費につ いては、市の規定を適用して手続きを行うが、主たる事 業及び附帯提案事業に係る運営権の設定に対する対価 (以下「運営権対価」という。)とは別に運営権者がその費用 を負担するものとする。」とありますが、市の規定とその費用 の開示時期はいつでしょうか | 参加資格審査終了後に行われる競争的対話において、具 体的な要請があった場合に調整することを想定している。 | |
| 98 | 17 | 第2 | 1 | (17) | | | | | | 運営権者が支払 う運営権対価 | 運営権対価を一括で支払うのと分割ではらうのでは評価 項目のどこかに違いがあるのでしょかたとえば、一括で支 払うと市財政負担軽減に向けた取り組みになるのでしょうか | 一括又は分割で評価を分けていないが、現在価値化による 差が生じる。 | |
| 99 | 17 | 第2 | 1 | (17) | | | | | | 運営権対価 | 運営権対価の使用用途を差し支えない範囲で結構ですの で、参考までにご教示いただけますと幸いです。 | 現在、一般会計繰入金で賄っている部分に充当する。 | |
| 100 | 18 | 第2 | 1 | (18) | | | | | | 個別リスクの詳 細 | 詳細については、実施契約書(案)ではなく、実施方針に記 載があるという認識で宜しいのでしょうか。 | 実施方針でのリスク分担表を踏まえて、実施契約書(案)を 作成している。なお、実施方針は実施契約書の一部とはな らない。 | |
| 101 | 18 | 第2 | 1 | (22) | | | | | | 金融機関又は融 資団と市との協 議 | 本事業の資金をSPCの構成企業から調達する場合は、本章 の対象とならないことをご確認ください。 | 後日回答する。 | 本事業の資金をSPCの構成企業からのみ調達する場合は、 本章の対象とならない。 |
| 102 | 18 | 第2 | 1 | (17) | | | | | | 保険 | 本号には「運営権者は、本事業期間中、実施契約において 市が定める基準以上の賠償責任保険を付保するものとす る。」と記載がありますが、この市が定める基準とは、実施契 約書(案)別紙6に記載の内容と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|------------------------|--|---|--|
| 103 | 19 | 第3 | 2 | | | | | | | 選定スケジュール | 令和4年1月17日～2月4日に計画されている現地調査令和3年11月初旬から実施可能なよう変更いただけませんか。 | ご意見として賜る。 | |
| 104 | 19 | 第3 | 2 | | | | | | | 運営権者との業務の引継ぎについて | 運営権者との業務の引継ぎについて、実施契約書(案)第68条に記載の内容と同等の引継を既存の運転管理委託業者様を含めて情報共有いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 後日回答する。 | 現運転管理委託業者へ下記のとおり、引継ぎを求めている。 事業終了日180日前までに引継文書の暫定版、事業終了日までに最終版を市に提出し、業務期間終了までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行う。なお、引継文書は、業務期間を通じて次の事項を記載すること。 (1)水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況 (2)各電気設備、機械設備、土木建築の運転管理、保全管理上の留意点 (3)計装設備及び制御装置の調節状況 (4)運転上の特例的な操作 (5)薬品、燃料、消耗品、補修用機材の在庫量 (6)市からの貸与品の一覧 (7)その他留意事項 |
| 105 | 20 | 第3 | 3 | (1) | ク | | | | | 汚泥運搬 | 三浦地域資源ユーズ株式会社が事業者が事前に知りうることなく、突発的に汚泥引取りが困難となった場合、事業者にて新たな処分・運搬先を探す必要が生じるものと考えています。その際、運搬・処分単価が致し方なく増加することも考えられます。その場合は、単価差額は貴市にてご負担いただくと理解しています(事業者が増加差額の発生を抑える努力を行なったにもかかわらず、合理的に致し方ないケースを想定しています)。 | 突発的な汚泥引き取りが困難となった場合に備え、運営権者が代替事業者を準備することとしており、その増加費用は、維持管理費で賄うこと。 | |
| 106 | 20 | 第3 | 3 | (1) | ク | | | | | 廃棄物処理処分契約について | 汚泥処分業務については、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社と契約締結することとなっていますが、価格面等で契約締結が難しい場合の取り扱いについて、ご教示ください。 | 汚泥処分業務の契約については、三浦地域資源ユーズ株式会社が前提となる。契約締結にあたって、市が介在することはできない。 | |
| 107 | 20 | 第3 | 3 | (1) | ク | | | | | 応募者の構成 | 三浦地域資源ユーズ株式会社との契約単価の調整方法について、運営権者が守るべき制約等がありますでしょうか。(例:最低価格等) | 契約締結にあたって、市が介在することはできない。 | |
| 108 | 20 | 第3 | 3 | (1) | ク | | | | | 応募者の構成 | 汚泥処理業務については運営権者が直接、三浦地域資源ユーズ(株)と契約締結することが求められていますが、本委託先に全量排出する義務はありますか | メンテナンス時等を除き、原則、三浦地域資源ユーズ(株)に全量排出する義務がある。 | |
| 109 | 21 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 業務内容を一部構成員以外への委託等・再委託等 | 改築業務について、SPC構成企業がSPCとCM(コンストラクションマネジメント)契約を締結し、CM業者の関与により応募グループ以外の企業とSPCが直接契約する方式を採用した場合、CM業者のフィーは工事金額を構成する要素であると認識しております。このような場合でも、CMフィーについても貴市負担の工事費に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 | 後日回答する。 | 改築工事に係る予算を超えない範囲であれば、提案は可能である。ただし、事業運営の最適化が図られていることが前提となる。 |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|-----|-------|-----|---|-----|---|-------------------------------|--|---|------------|
| 110 | 21 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 応募者の構成 | 下の図で、SPCから応募グループ以外の企業に結ばれている点線矢印は、各業務の委託等を示していると理解して良いでしょうか。その場合、応募グループ内の代表企業、構成企業、協力企業からの再委託等の矢印が同じ企業に向いていますが、1つの企業に複数の委託等のルートがあり得ることを意味しているのでしょうか。 | 前段についてはお見込みのとおり。後段については、応募グループ以外の企業へのSPCからの委託等と応募グループからの再委託等は同一の企業を意図しているものではないが、同一企業への複数の委託等、再委託等を妨げるものでもない。 | |
| 111 | 21 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 応募者の構成 | 応募グループ内の企業間での取引は当然に可能であると理解しています。例えば、SPCから改築業務の委託等を受けた構成企業が、一部の工事を別の構成企業や、地元協力企業に請け負わせること等が考えられます。 | 法令に遵守しており、効率的な事業実施体制である限りにおいて問題ない。 | |
| 112 | 21 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 応募者の構成 | 図中の応募グループの実施する業務には、運転維持管理や設計の他、改築業務も含まれることをご確認ください。 | 本事業の事業の範囲に含まれるものは全て含んでいる。 | |
| 113 | 22 | 第3 | 3 | (2) | ケ | | | | | 大口顧客 | 「平成28年度三浦市公共下水道事業コンセッション推進に向けた情報整備調査報告書」の14頁には、「使用料収入総額の15%を超える割合を占める大口顧客が存在する」と記載がありますが、大口顧客情報の開示を希望します。 | 三浦市ホームページに掲載している平成26年度の下水道事業審議会資料を参考とすること。 | |
| 114 | 22 | 第3 | 3 | (2) | カ | | | | | 応募者に共通の参加資格 | 三浦市競争入札参加資格者名簿や小規模工事等契約希望者名簿へ現在未登録の状態でも、参加表明書等提出までに登録していればよろしいでしょうか。 | 参加資格の確認基準日までに登録されていれば問題ない。 | |
| 115 | 23 | 第3 | 3 | (2) | シ | | | | | 応募者の参加資格要件 | 「4(1)に示す三浦市…審議会の委員」とありますが、4(1)とは、第3 5(1)の誤記でしょうか。 | お見込みのとおり。誤記のため、募集要項を修正する。 | |
| 116 | 23 | 第3 | 3 | (2) | ナ | | | | | 外国法人による構成員、もしくは協力企業としての参加について | 「外国法人においては、本項ア、イ、ウ、エ及びオについて、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できること。」と記載がございますが、現地法人ではなく外国法人が構成員、もしくは協力企業として直接コンソーシアムに参加することが可能でしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 117 | 24 | 第3 | 3 | (3) | ア | | c | | | 設計業務を行う者 | 「平成23年度以降に」とありますが、履行完了が平成23年度以降であれば契約日等が平成23年度以前であっても認められると理解して良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 118 | 24 | 第3 | 3 | (3) | ア | | d | | | 設計業務を行う者 | 「平成23年度以降に」とありますが、履行完了が平成23年度以降であれば契約日等が平成23年度以前であっても認められると理解して良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 119 | 24 | 第3 | 3 | (3) | ア、イ、ウ | | | | | 業務実施企業に求められる要件 | 更新工事は構成員が行うとの理解で良いのでしょうか。また、それ以外の協力業者、想定外の業者への発注は可能でしょうか。 | 構成員以外への委託等も可能である。詳細は実施契約書第24条を参照。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|----------------|--|---|------------|
| 120 | 24 | 第3 | 3 | (3) | | | | | | 実施企業に求められる要件 | 「ただし、工事監督（工事監理を含む。）を行う者は、当該建設工事の施工を行う企業と過去及び当該工事期間中、雇用関係にない者を配置しなければならない。」とありますが、当該工事期間中に雇用関係になれば公正に工事監督を務めることが可能なものと思います。過去の雇用関係まで制限する理由をご教示ください。 | 事業期間中、当該業務の実施を目的とした雇用関係の解除を制限するためである。 | |
| 121 | 24 | 第3 | 3 | (3) | | | | | | 実施企業に求められる要件 | 「ただし、工事監督（工事監理を含む。）を行う者は、当該建設工事の施工を行う企業と過去及び当該工事期間中、雇用関係にない者を配置しなければならない。」とありますが、雇用関係にないことを証明する必要がありますか。過去に雇用関係になかったことの証明は非常に困難と推察します。 | 経歴書により確認する。 | |
| 122 | 24 | 第3 | 3 | (3) | | | | | | 実務実施企業に求められる要件 | ア 設計業務を行う者、イ 改築業務を行う者 ウ 管路施設の維持管理業務を行う者、エ 処理場、ポンプ場の維持管理業務を行う者、についてそれぞれ要件が記されていますが、増築を行う者についての要件はイ 改築業務を行う者 と同じと理解して良いでしょうか。 | 増築を行う者の資格要件は特に定めていない。 | |
| 123 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | a | | | 改築業務を行う者 | 特定建設業の許可について「各担当業務に関し」とあります。これは、土木改築工事を担当する者は土木一式工事の許可、建築を担当する者は建築一式工事の許可、機械改築工事を担当する者は機械器具設置工事の許可、電気改築工事を担当する者は電気工事の許可が、それぞれ必要であると理解して良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 124 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | b | | | 改築業務を行う者 | 改築業務のうち機械工事を行う者についての要件であり、それ以外の改築工事を担当する者には課せられない要件と考えて良いでしょうか。 | 機械設備工事を行う者についてはb、電気設備工事を行う者についてはcに記載している。 | |
| 125 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | b | | | 改築業務を行う者 | 「平成23年度以降に」とありますが、完工が平成23年度以降であれば契約日等が平成23年度以前であっても認められると理解して良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 126 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | c | | | 改築業務を行う者 | 改築業務のうち電気工事を行う者についての要件であり、それ以外の改築工事を担当する者には課せられない要件と考えて良いでしょうか。 | 機械設備工事を行う者についてはb、電気設備工事を行う者についてはcに記載している。 | |
| 127 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | d | | | 改築業務を行う者 | 改築業務のうち土木工事を行う者についての要件であり、それ以外の改築工事を担当する者には課せられない要件と考えて良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 128 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | e | | | 改築業務を行う者 | 改築業務のうち建築工事を行う者についての要件であり、それ以外の改築工事を担当する者には課せられない要件と考えて良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 129 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | f | | | 改築業務を行う者 | 改築業務のうち電気工事を行う者についての要件であり、それ以外の改築工事を担当する者には課せられない要件と考えて良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|------------------------|--|--|------------|
| 130 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | g | | | 改築業務を行う者 | 改築業務のうち管工事を行う者についての要件であり、それ以外の改築工事を担当する者には課せられない要件と考えて良いでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 131 | 25 | 第3 | 3 | (3) | イ | | | | | 改築業務を行う者 | 改築業務を行う者の応募資格が定義されています。本事業の改築業務は、一般競争入札ではなく構成員もしくは協力企業、相当資格を有する再委託先との随意契約による施工を原則としている理解でよろしいですか。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 132 | 25 | 第3 | 3 | (3) | ウ | | | | | 管路施設の維持管理業務を行う者の資格 | 維持管理業務を再委託等する場合は、維持管理業務を行う構成員がaの資格要件を、再委託企業がbの実績要件を有していればよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | お見込みのとおり。 | |
| 133 | 25 | 第3 | 3 | (3) | ウ | | | | | 業務実施企業に求められる要件 | 管路施設の維持管理業務を行う者 a 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理(処理施設・ポンプ施設)に準拠した資格を有する者を配置できること。 とあるが、管路施設の維持管理において処理施設・ポンプ施設の他に 関連インフラとして下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設が該当するので、 これらを含む管きよの排水施設も実務経験年数と考えて宜しいでしょうか。 | 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件に基づき、関連インフラの経験を合算した経験年数と考えてよい。 | |
| 134 | 25 | 第3 | 3 | (3) | エ | | | | | 処理場、ポンプ場の維持管理業務を行う者の資格 | 維持管理業務を再委託等する場合は、維持管理業務を行う構成員がaの資格要件を、再委託企業がbの実績要件を有していればよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | お見込みのとおり。 | |
| 135 | 27 | 第3 | 4 | (2) | ア | | | | | 開示資料 | 「追加の開示資料の要望」はいつ、どのように受け付けられるのでしょうか。 | 本質問の受付や個別対話、競争的対話において要望があれば受け付ける。 | |
| 136 | 27 | 第3 | 4 | (2) | ア | | | | | 開示資料の貸与 | 開示資料の一覧は別紙7に示すとありますが、竣工図書等が中心です。三浦市側が当該事業を継続した場合の事業収支やこれまでの運転停止履歴等を含むインフォメーションパッケージは開示されないのでしょうか。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 137 | 27 | 第3 | 4 | (2) | ア | | | | | 開示資料の貸与 | 追加の開示資料の要望がある場合、参加表明をする全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を全ての参加資格があるとされた者に開示する予定である。と記載がありますが、追加資料の要望方法、手順についてご教示願います。 | 本質問の受付や個別対話、競争的対話において要望があれば受け付ける。 | |
| 138 | 27 | 第3 | 4 | (2) | | | | | | 追加開示資料 | 「開示資料の一覧は別紙7に示す。追加の開示資料の要望がある場合～」とありますが、追加資料は別紙7に記載がない資料のことでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|----|---|-----|--------|-----|---|-----|---|-----------------------------|--|---|----------------------------------|
| 139 | 27 | 第3 | 4 | (2) | | | | | | 開示資料 | 開示資料に対する質問の受付期間は設けていただけでしょうか | ご意見として賜る。 | |
| 140 | 29 | 第3 | 4 | (5) | ア | | | | | 参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書の受付 | 附帯提案事業に関する提案概要書の作成における効用の記載は定性的なものであっても評価いただけると理解して良いでしょうか。 | 予備的審査は、内容について評価は実施しない。 | |
| 141 | 30 | 第3 | 4 | (6) | イ | | | | | 現地調査及び競争的対話 | 現地調査及び競争的対話が令和4年1月17日から2月4日までに2回開催とされていますが、特定事業に加え、附帯事業や任意事業も議題になることを想定しますと、スケジュールが非常にタイトだと思料します。1回目の状況を踏まえて双方対応することから、1回目から2回目までは1か月程度空けていただけますと幸いです。また必要に応じて追加実施もご想定いただけましたら幸いです。過去類似案件においても追加の協議を設けていただくことが多くございます。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 142 | 30 | 第3 | 4 | (6) | イ | | | | | 現地調査及び競争的対話 | 競争的対話が令和4年1月17日から2月4日までに2回開催とされていますが、競争的対話の議事録作成、当該議事録を踏まえた第2回質問案の提出などを考慮すると、第1回競争的対話から第2回競争的対話の時間が短すぎるように思われます。充実した対話を実現するために、第1回と第2回競争的対話の間に期間を設けるなど、余裕のあるスケジュールをご検討頂けないでしょうか。 | 開催時期については、意見を踏まえ、再検討を図る。 | |
| 143 | 32 | 第3 | 6 | (2) | | | | | | 改築 | 「市が策定する令和2年度から令和6年度の第1期修繕・改築計画に基づき改築に関する協議・調整を行う」とありますが、令和2年度から令和6年度の第1期修繕・改築計画どこで確認できるでしょうか | 要求水準書(案)64頁の別紙4を参照すること。 | |
| 144 | 32 | 第3 | 6 | (5) | | | | | | 運営権者譲渡対象資産の譲受 | 市の作成する予定金額の公表時期をお知らせください。提案事業費に織り込む必要があります。 | 後日回答する。 | 物品の予定価格一覧については、参加資格確認結果通知後、公表する。 |
| 145 | 32 | 第3 | 6 | (5) | | | | | | 運営権者譲渡対象資産の譲受 | 運営権者が予定価格以上の有効な見積書を提出しなかった場合の取り扱いについてご教示ください。 | 市から運営権者への譲渡を実施しない。 | |
| 146 | 32 | 第3 | 6 | (5) | | | | | | 譲渡対象資産 | 「譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が現物を確認の上、見積書を提出する方法で行う。」とありますが、市が策定した予定価格はいつ開示いただけでしょうか | 後日回答する。 | 物品の予定価格一覧については、参加資格確認結果通知後、公表する。 |
| 147 | 32 | 第3 | 6 | (5) | | | | | | 譲渡対象資産 | 「市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し。」とありますが、運営権者譲渡資産に関する物品の一覧を開示いただけでしょうか | 後日回答する。 | 物品の予定価格一覧については、参加資格確認結果通知後、公表する。 |
| 148 | 34 | 第3 | 7 | (5) | イ ウ | | | | | 応募の無効 | 提案審査書類の軽微な不備については、直ちに応募を無効とされるのではなく、応募者に改善の機会(品確法第17条)が与えられるものと理解してよろしいでしょうか。 | 原案のとおりとする。書類の不備等の内容に応じて、市は改善の機会を与えることがある。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|-------|---|-----|---|-----|---|-----|---|---------------|---|--|---|
| 149 | 34 | 第3 | 7 | | ウ | | | | | 提案審査書類の公開 | 提案審査書類を公開するケースとして、どのようなことが考えられるでしょうか。 | 優先交渉権者選定過程における透明性の確保を理由とした求めに応じて公開する可能性があるが、公開にあたっては提案者に事前通知を行う。 | |
| 150 | 36 | 別紙1-1 | | | イ | | | | | 東部浄化センターの諸元 | 平成28年度の「汚泥処分量」が1,343tになっていますが、47頁の別紙6の数値1,315トンとなっており、相違があるのはなぜでしょうか。 | 後日回答する。 | 平成28年度決算資料によると、汚泥処分量の総量は1,343トンである。うちバイオマスセンターに搬入した汚泥量は1,238トン、太平洋セメントに搬入した汚泥量は105トンとなる。なお、別紙6に示す1,315トンは誤りである。 |
| 151 | 37 | 別紙1-2 | | | | | | | | 別紙1-2 | 放流管が2本示されていますが、使用している放流管はどちらでしょうか。 | 南西側に伸びている放流管をメインに使用している。 | |
| 152 | 37 | 別紙1-2 | | | | | | | | 別紙1-2 | 海岸側(浜側)の放流管は海砂による閉塞リスクは無いとの理解でよろしいでしょうか。 | 高潮、台風などにより流下阻害が生じた場合は、人力による海砂除去を行うことで、供用開始以降、海砂による閉塞リスクはない。 | |
| 153 | 39 | 別紙1-4 | | | | | | | | 事業対象地へのアクセス | 附帯提案事業や任意事業で運営権設定対象施設の一般開放は認められるのでしょうか。施設立ち入りに関して、何か制限等があればご教示下さい。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 154 | 39 | 別紙1-4 | | | | | | | | 任意事業対象地へのアクセス | 任意事業に伴い、海側ルートを使用して東部浄化センターへアクセスすることは可能でしょうか。もし可能な場合は、進入方法や車両制限等がありましたらご教示ください。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 155 | 39 | 別紙1-4 | | | | | | | | 任意事業対象地 | 下水道事業区域と任意事業候補地④の間に排水路が流れていますが、こちらも対象地としてよろしいですか。排水路部分を使用するに当たり何か制約条件等がありましたらご教示下さい | 一部、下水道事業管理外(土木課所管)の土地に排水路が存在する。制約条件としては、占用申請等が考えられる。 | |
| 156 | 39 | 別紙1-4 | | | | | | | | 任意事業対象地 | ①高度処理用地(計画)内に盛り土がございますが、地山でしょうか。盛土や仮置土の場合は、平坦地として使用の場合は市で搬出処分していただけますでしょうか | 高度処理用地内は盛り土である。また、市で搬出処分はしない。 | |
| 157 | 39 | 別紙1-4 | | | | | | | | 任意事業対象地 | 当該敷地は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例指定事業所」となっておりますが、任意事業に使用する建築物等を構築することは可能でしょうか。 | 後日回答する。 | ご指摘の条例にあっては、事業所の重要な変更等を行う場合に、変更許可申請等が必要である。 |
| 158 | 39 | 別紙1-4 | | | | | | | | 事業対象地へのアクセス | 東部浄化センターへ山側ルートからの来場に当たり、地元や近隣と締結している協定や取り決め等があればご教示ください。また本事業開始後は運営権者が地元と調整することになると考えて宜しいでしょうか。その場合の相手協議先についてご教示ください。 | 後日回答する。 | 山側ルートは汚泥搬出時のみ、搬出時間に関する規制がある。その他大型車両通行時等、関係者と調整が必要な場合がある。 |
| 159 | 39 | 別紙1-4 | | | | | | | | 任意事業 | 任意事業として発電事業を提案する場合、事務所棟屋上及び処理場建屋屋上も発電施設の設置対象箇所とすることは可能でしょうか。(既存構造物の耐力は確保する等の条件は満たす。) | 可能である。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|-----------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-------------------------------|--|--|------------|
| 160 | 39 | 別紙 1-4 | | | | | | | | 任意事業 | 任意事業の対象地として①～④と記載がありますが、①と②の間の通路も対象地として想定してもよろしいでしょうか。 | 任意事業の対象地とすることは可能である。ただし、主たる事業の運転管理に支障を及ぼさないこと。 | |
| 161 | 44 | 別紙 3 | 1 | | ア | | | | | 土地使用料の基準額 | 固定資産税評価額に乗ずる評価倍率を算定するにあたり、任意事業対象地の地目は「雑種地」であり、評価倍率が分かりません。宅地同等の倍率として考えても宜しいでしょうか。あるいは宅地や山林、原野などのどれにも該当しないため、評価倍率はゼロと考えて宜しいでしょうか | 土地使用料の基準額算定において、評価倍率を乗じることはしない。算定式の誤りであり、正しくは、土地使用料の基準額＝固定資産税評価額×4/100 | |
| 162 | 44 | 別紙 3 | 1 | | ア | | | | | 土地使用料の基準額 | 前年度の固定資産税評価額に評価倍率を乗じた額(円未満切り捨て)の、「評価倍率」についてご教示願います。 | 土地使用料の基準額算定において、評価倍率を乗じることはしない。算定式の誤りであり、正しくは、土地使用料の基準額＝固定資産税評価額×4/100 | |
| 163 | 44 | 別紙 3 | 1 | | ア | | | | | 任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料 | ここで示されている土地使用料の基準額の計算方法は、年間使用料でしょうか。もし、年間使用料だとすれば、任意事業の土地は約1万㎡ありますので、年間使用料は約800万円となり、任意事業の大きな負担となります。年間使用料の算定方法を再検討をお願いできませんでしょうか。 | 土地使用料は、「三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき算定しているため、使用料算定方法を変更することはできない。なお、任意事業で使用する土地の範囲は応募者が任意に設定できる。 | |
| 164 | 44 | 別紙 3 | 2 | | | | | | | 公有財産貸付料又は使用料の算定方法(建物を貸し付ける場合) | (『建物』を貸し付ける場合)とありますが、「ア建物使用料の算定」(式)に土地使用料が含まれることから、本項目2は(『土地と建物』を貸し付ける場合)との理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおり。 | |
| 165 | 44 | 別紙 3 | | | | | | | | 任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料 | 使用料の算定方法について再考をお願いします。例えば土地の場合、R3年度の固定資産税評価額で評価倍率を1とした場合、年額使用料は722円/㎡となりますが、弊社のPFI実績と比較して異常に高額(ケタが違う)と言わざるを得ません。P.43の別紙2、※2に「例えば太陽光発電設備の導入等が考えられる」とありますが、この使用料では考えられません。1㎡あたりに設置できる太陽光発電パネル容量は0.1kW程度なので、年間平均効率を20%とすれば0.1kW×24h×365日×20%=175kWh/年程度です。この場合、kWhあたり土地の年額使用料が4円/kWh以上が発電コストに上乗せされることとなります。これでは再エネ提案等は困難です。地域貢献や地域経済活性化に資する積極的な提案を促すため、要求水準で求められる独立採算での事業構築が現実的に可能と考えられる使用料算定方法を是非ともお願いいたします。 | 土地使用料は、「三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき算定しているため、使用料算定方法を変更することはできない。 | |
| 166 | 44 | 別紙 3 | | | | | | | | 任意事業 | 任意事業等を東部浄化センター内において行う場合、地理的に任意事業の提案が限定的と考えられます。「別紙3任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料」を基に算出した金額では高額であり提案可能な任意事業が限られてしまいます。使用料金の見直しをお願いする事は可能でしょうか。 | 土地使用料は、「三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき算定しているため、使用料算定方法を変更することはできない。 | |
| 167 | 44 | 別紙 3 | | | | | | | | 任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料 | 記述されている土地、建物使用料では、先に示されている太陽光発電設備の導入よりもさらに高収益な任意事業を検討する必要があると考えます。また、東部浄化センターへのアクセスが難しいため、提案内容もかなり制約されてしまいます。使用料の見直しをお願いできますでしょうか。 | 土地使用料は、「三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき算定しているため、使用料算定方法を変更することはできない。 | |

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|-----|----|---------|---|-----|---|-----|---|-----|---|----------------------|---|---|--|
| 168 | 44 | 別紙 3 | | | | | | | | 任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料 | 土地・建物使用料の金額について、他の案件と比較しても高額なため、任意事業を活発に提案できるよう基準額算定方法の見直しをお願いいたします。 もし基準額算定方法の見直しが困難な場合、例えば事業開始後数年間は土地・建物使用料を減免して頂くなど、使用料の軽減措置を行って頂けませんでしょうか。 | 土地使用料は、「三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき算定しているため、使用料算定方法を変更することはできない。 | |
| 169 | 44 | 別紙 3 | | | | | | | | 任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料 | 東部浄化センターでの任意事業を検討するにあたりまして、アクセスの制約も踏まえすと、貸付料、使用料の設定については柔軟をお願いいたしたく存じます。(貸付料、使用料の見直し等) | 土地使用料は、「三浦市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき算定しているため、使用料算定方法を変更することはできない。 | |
| 170 | 47 | 別紙 6 | | | | | | | | 下水汚泥の資源化処分状況 | 過去の下水汚泥の「発生量」および「資源化処分費」の実績の推移についてご教示ください | 後日回答する。 | 下水汚泥の発生量は、募集要項36頁の「汚泥処分量」を確認すること。 資源化処分費は、次のとおりである。 平成30年度:21,509,874円 令和元年度:20,285,505円 令和2年度:21,377,235円 |
| 171 | 47 | 別紙 6 | | | | | | | | 下水汚泥の資源化処分状況 | 過去の下水汚泥の「発生量」および「運搬費」の実績の推移についてご教示ください | 後日回答する。 | 下水汚泥の発生量は、募集要項36頁の「汚泥処分量」を確認すること。 運搬費は、次のとおりである。 平成30年度:11,640,048円 令和元年度:10,693,710円 令和2年度:11,268,245円 |
| 172 | 47 | 別紙 6 | | | | | | | | 契約単価 | 「16,200円/トン」は、消費税及び地方消費税【別】でしょうか。(消費税等を含む単価ではありませんか。) | 16,200円/トンは、消費税及び地方消費税込みの単価である。 | |
| 173 | 47 | 別紙 6 | | | | | | | | 下水汚泥の資源化処分状況 | 「※運搬費用別」とありますが、契約金額、運搬車両型式、搬出頻度等を含めた具体的な契約実績をご教示願います。 | 後日回答する。 | 運搬費用の契約金額は、次のとおりである。 平成30年度:8,300円/トン(税抜) 令和元年度:7,900円/トン(税抜) 令和2年度:7,900円/トン(税抜) 運搬車両については、別途添付した受け入れ先である三浦地域資源ユーズの搬入室を示した図面を確認し、搬入が可能な運搬車両及びコンテナを選定すること。なお、搬出頻度は2日に一度、8トン程度搬出している。 |
| 174 | 48 | 別紙 7 | | | | | | | | 別紙7開示資料集 | 下水道BCP計画は開示されないのでしょうか | 追加で開示を予定する。 | |
| 175 | 48 | 別紙 7 | | | | | | | | 別紙7開示資料集 | 東部浄化センターの詳細設計業務委託の報告書・計算書は開示されないのでしょうか。 | 後日回答する。 | 閲覧資料に追加する。 |
| 176 | 48 | 別紙 7 | | | | | | | | 別紙7開示資料集 | 本事業の実施対象施設の地質調査報告書は開示されないのでしょうか。 | 後日回答する。 | 閲覧資料に追加する。 |
| 177 | 54 | 別紙 7 | | | | | | | | 別紙7開示資料集 | 本事業の実施対象施設の耐震化状況や耐震化計画があれば、追加で開示いただくことは可能でしょうか。 | 募集要項の別紙7開示資料のNo.236追加及びNo.238追加で開示している。 | |

No.173 三浦地域資源ユース 搬入室図面

